

6 弥監公表第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 13 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥市協第 306 号

令和 7 年 3 月 12 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正 殿



令和 6 年度市民協働課定期監査結果報告における監査委員指摘事項に対する  
改善措置及び検討状況の結果について（通知）

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、  
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和6年度定期監査結果報告における  
監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

項目番号	(1)	コミュニティ推進協議会事務局職員における私費の取扱いについて
<p><b>監査結果報告における指摘事項</b></p> <p>コミュニティ推進協議会の全6地区（地区名は仮名としAからF地区とする）のコミュニティ推進協議会事務局職員（以下事務局職員という）に対し、コミュニティ推進協議会の現金等の取扱いについてヒアリングを実施した。結果は次のとおり。</p> <p>① A地区コミュニティ推進協議会 約5万円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。</p> <p>② B地区コミュニティ推進協議会 約4万円をお弁当代と郵便切手代として私費で立替え払いをしている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。</p> <p>③ C地区コミュニティ推進協議会 約5百円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。</p> <p>④ D地区コミュニティ推進協議会 約4千円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。</p> <p>⑤ E地区コミュニティ推進協議会 約5千円の郵便切手を事務局職員が市役所内の金庫で保管し取り扱っている。地区の現金及び通帳の取扱いはない。</p> <p>⑥ F地区コミュニティ推進協議会 約10万円の郵便切手及び必要経費等を、全て私費で立替えている。 また、地区の通帳を市役所の金庫で保管し、私費で立替えた後、通帳を使用し現金を引出している。</p> <p>「弥富市公金等の適切な取扱指針」では、「職務と関係のない現金を職員が市民等から預かることは禁止すること。」としているが、事務局職員による私費での立替払い及び郵便切手の取扱い、通帳の保管及び取扱</p>		

いをしており、「弥富市公金等の適切な取扱指針」のとおり事務が行われていない。令和6年度以前から長年同様の取扱いで事務局職員へ事務の引継ぎがされているため、直ちに改善が難しいと察するものの、「弥富市公金等の適切な取扱指針」により禁じられている行為であるということ、事務局職員及び各地区のコミュニティ推進協議会に明確に示し、適切に指導されたい。

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課		市民協働課
原因・理由・背景 などの事情説明		<p>補助金実績報告書や決算書等の作成、通帳等の管理をコミュニティ推進協議会（以下、協議会）の事務局を担っている市職員が行っていた。</p> <p>市職員による現金等の取扱い指針が発せられ、各協議会会長にも概ね理解を得られ通帳等は、一部地区を除き協議会へ戻された。</p> <p>しかし、会議等の案内通知を作成し発送する役割や協議会役員が仕事などの都合で商品等の購入が間に合わない場合など会議等を進めるために事務局が、切手の管理や立替払いを指針が出た後も引き続き行っていた。</p>
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	毎年、継続的に六役会や区長・区長補助員会等の場において現金等の取扱いについて事務局職員が取り扱えない旨を説明し、協議会内で対応していただくよう依頼していく
	誰が (どこが)	市民協働課
	何を (どこを)	立替払いや現金同等物（切手等）
	どのように 措置（改善） した（する）	<p>事務局職員が扱わないようにするための手段・方法を協議会と一緒に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議等の案内通知を郵送の代わりにメールやラインを活用</li> <li>・事務局が案内通知を作成後、役員宅へ持参し郵送手続きを役員にやってもらう</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内通知文の作成からすべて役員にやってもらう</li> <li>・立替払いについては、役員内、役員同士で解決してもらおうよう役割分担を役員間で確認してもらおうなどの提案をしていく。</li> </ul>
情報の共有	措置状況に関する課内周知	<p>課員に対しては、令和7年3月11日周知済。</p> <p>事務局職員については、令和7年3月25日に開催予定の補助金等説明会にて説明予定。</p>